



第 4 1 号

岡本 朋子
KCCN 事務局

京都消費者問題セミナー11 回目を開催します

テーマは、

「高い解約料・不当な広告などをやめさせました
適格消費者団体の 10 年」です。

と き:2017年10月3日(火)13:30~16:00

ところ:ハートピア京都4階第4・5会議室 (烏丸竹屋町東北角)

講演:適格消費者団体の 10 年

講師:片山 登志子弁護士

(消費者支援機構関西 副理事長)

報告1◆最近多い消費者被害について

京都府消費生活安全センターより

報告2◆適格消費者団体からの報告

京都消費者契約ネットワーク(KCCN)

消費者支援機構関西(KC's)

消費者団体訴訟制度は、全国で活動する消費者団体の中から内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」が、消費者のみなさんを代表して、事業者の違法行為を止めさせることを求めて裁判をすることができる制度です。

制度ができて 10 年。制度を担う適格消費者団体は、消費者問題の改善の実現に貢献してきました。冠婚葬祭互助会の高額なキャンセル料、貸衣装のキャンセル料、健康食品の不当な表示、英会話学校の勧誘方法、未公開株の被害などの改善が適格消費者団体によって実現！

知っていた人も、知らなかった人も、聞いたことがないと言う人も……
この機会にぜひセミナーに参加してみましょう。

消費者団体訴訟制度そしてその制度を担う適格消費者団体の10年間の活動について、知って下さい。そして、適格消費者団体をもっと活用しましょう。

「お得ですよ」とすすめられ契約したけど、そうでもなかった。

解約したいけどキャンセル料がとても高い！

そんなこと契約のときには聞いていない？！

などなど消費者に不利な情報がわかりやすく伝えられていないことが少なからずあります。

「もしかしたらおかしいと思っているのは自分だけかも。」「どこに相談したらよいかわからない」などの理由で、泣き寝入りしてしまっていた経験のある方はおられませんか？

「おかしい」と思ったら、迷わず「消費生活センター」に相談、そして「適格消費者団体」に情報提供をしましょう。

消費者が声をあげることで、被害の未然防止、拡大防止につながるのです。

[セミナーの詳細についてはこちら開催案内チラシをご覧ください。](#)

(2017年8月)